

## 小牧市起業・会社設立支援補助金制度のご案内

小牧市では、起業意欲を高め、地域経済の活性化を図るために、市内で新たに会社を設立する方に対し、会社設立までに要する費用の一部を補助します。

### 1. 対象者

新たに会社を設立する方で次の要件を全て満たす方です。

※会社とは、会社法に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。

- (1) 市内に本店所在地を置く方
- (2) 市内に事業所を有する方又はその予定がある方
- (3) 業種が次に掲げる以外の方
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及びその他これに相当すると市長が認めた業種
  - イ 消費者金融業
  - ウ 非営利業
- (4) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方
- (5) 会社の代表者に市税の滞納がない方

### 2. 補助対象経費

- (1) 定款の認証に必要な費用
- (2) 登記申請に係る費用
- (3) (1)、(2)の会社設立に要する手続きを司法書士等に依頼した場合の報酬等の費用

### 3. 補助金額

補助対象経費×1/2

※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

※ 限度額は20万円とします。

## 4. 申請方法

- ① 登記事項証明書の会社成立の年月日から起算して40日以内に小牧市起業・会社設立支援補助金交付申請書に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。申請書は、市HPからダウンロードしていただくか、窓口でお渡しします。

### <添付書類>

- ・ 登記事項証明書
- ・ 会社の代表者に市税の滞納がないことを証明する書類

※申請日以前1年間において納期の到来したお住まいの市町村の市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し

- ・ 補助対象経費の支払いを証明する書類
- ・ 小牧市起業・会社設立支援補助金交付請求書

- ② 交付決定

小牧市から申請者宛に小牧市起業・会社設立支援補助金交付決定通知書を送付します。

- ③ 補助金交付

※補助金の交付を受けられた事業所は1期分の決算書を各決算終了後、速やかに市役所商工振興課へ提出していただく必要があります。

### <問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

電話：0568(76)1112

FAX：0568(75)8283

